

## 議案第4号

### 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

次のとおり鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

鳥取県は、大正時代から全国に先駆けて和牛の登録制度を確立し、昭和25年に全国最高峰の高等登録第1号となった栄光号や、その子孫で全国の銘柄牛の基礎となった気高号を輩出する等、我が国における和牛の改良において特別な地位を占めてきた歴史がある。

その後、平成3年の輸入枠の撤廃により本格的に始まった牛肉の輸入自由化により、和牛生産が肉質重視へと大きく舵を切る中、鳥取県では肉質改良への取組の立ち後れによる長い低迷の時期を経て、生産者、関係団体と一丸となり長年に渡り努力を積み重ねた結果、百合白清2

号、白鵬85の3号等の優秀な種雄牛の造成に成功し、これらの優秀な種雄牛の遺伝資源を活用して、平成29年に開催された全国和牛能力共進会宮城県大会において「肉質日本一」を獲得することで、改めて鳥取県は全国から注目される和牛産地となった。

近年における和牛の遺伝資源保護の気運の高まりを受け、鳥取県においても県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理について取り組んできたところ、令和2年4月には、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）が制定され、和牛の遺伝資源が法律をもって保護されることとなった。

鳥取県において、県有種雄牛の遺伝資源の知的財産的価値を未来へと引き継ぎ、県内の畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展を図るため、県は、県有種雄牛の持続的な造成並びにその遺伝資源の保護及びその活用に取り組むとともに、ここに、何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならないことを宣言し、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、県有種雄牛（県が所有する種雄牛をいう。以下同じ。）の遺伝資源が貴重な知的財産であること及び鳥取県産和牛の生産が県内畜産業の重要な一翼を担っていることに鑑み、県有種雄牛の遺伝資源の保護のための措置及び鳥取県産和牛の振興に関する計画について定めるとともに、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定、加工及び流通の高度化、販路拡大の促進等の措置を講じ、もって鳥取県産和牛に係る畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （遺伝資源の保護）

第2条 県は、県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付けるものとする。

2 知事は、県有種雄牛のうちその遺伝資源を特に重要な知的財産として厳格に管理することを要するもの（以下「特定種畜」という。）を告示するものとする。

3 知事は、特定種畜の家畜人工授精用精液（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する家畜人工授精用精液をいう。次項において同じ。）を利用させるときは、当該家畜人工授精用精液の所有権を県に留保すること、当該家畜人工授精用精液により生産した受精卵及びこれらにより生産された子牛を県と家畜人工授精用精液を使用する者の共有とすること等を定めた契約の締結その他の特定種畜の遺伝資源を知的財産として保護するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、県有種雄牛の造成を計画的に進め、家畜人工授精用精液の安定的な供給を図るとともに、県有種雄牛の家畜人工授精用精液及びこれにより生産した受精卵並びにこれらにより生産された子牛その他の県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理を行うため、告訴、告発、差止請求その他の法的措置をとることを含め、必要な措置を講ずるものとする。

（振興計画）

第3条 知事は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「和牛産業」という。）の振興に関する計画（以下この条において「振興計画」という。）を定めるものとする。

2 振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 県有種雄牛の遺伝資源の管理に関する事項

（2） 鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の増頭その他の振興の成果に係る目標に関する事項

(3) 鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良に関する事項

(4) 和牛産業の振興のための施策に関する事項

3 知事は、振興計画を定めるときは、鳥取県産和牛の生産者、関係団体その他の関係者の意見を聴くものとする。

4 知事は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第4条 県、生産者及びその関係者は、相互に連携し協力することにより優秀な県有種雄牛の造成が図られることに鑑み、相互の連携の強化に努めるものとする。

(生産者の経営の安定)

第5条 県は、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定を図るため、鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の生産基盤の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(加工、流通の高度化及び販路拡大の促進)

第6条 県は、鳥取県産和牛の需要の増進及び商品価値の向上に資するため、鳥取県産和牛の加工、流通の高度化及び販路拡大の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(産肉能力等の改良の促進)

第7条 県は、鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良を促進するため、その改良のための取組への支援その他必要な施策を講ずるもの

とする。

(研究開発の推進等)

第8条 県は、県有種雄牛の持続的な造成及び鳥取県産和牛の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発  
その他和牛産業の振興のために必要な研究開発の推進並びにその成果の普及を行うものとする。

(共進会等への参加の支援)

第9条 県は、鳥取県産和牛の価値を高めるため、鳥取県産和牛の生産者及び関係団体に対し、全国和牛能力共進会その他これに類するもの  
に出品するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び和牛産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。